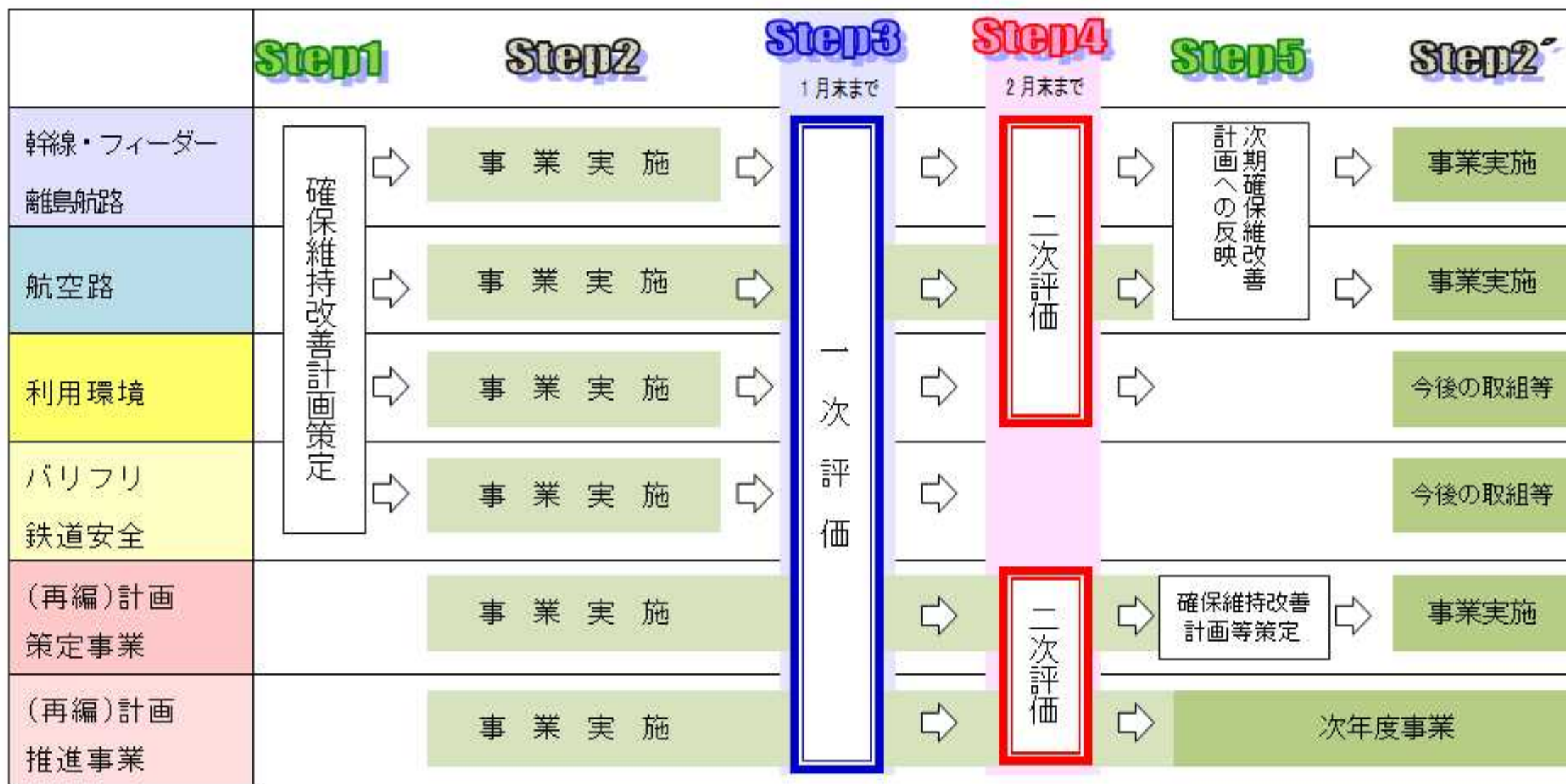


地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について



出典：事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けてーガイダンスー
 （平成25年11月 国土交通省総合政策局）一部修正

地域公共交通確保維持改善事業実施要領【一部抜粋】

6. 事業評価について

(1) 事業評価の実施

① 自己評価(一次評価)

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあつては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)に報告するとともに、公表することとする。

② 二次評価

ア. 実施対象

バリアフリー化設備等整備事業及び鉄道軌道安全設備等整備事業を除く各事業については、自己評価(一次評価)等を基に二次評価を行うこととする。

イ. 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案等について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

地方運輸局等は、協議会に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、協議会では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて確保維持改善計画、後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業(利用環境改善促進等事業)にあつては補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の2月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省総合政策局へ提出することとする。

1. 趣旨

関東運輸局及び東京航空局が、地域公共交通確保維持改善事業(以下「確保維持事業」という。)の二次評価を実施するに当たり、本会議を通じて学識経験者等から助言を受けることにより、陸上交通及び離島航路・航空路に係る確保維持事業(離島航路構造改革補助事業を除く。)の事後評価を充実し、もって、地域における確保維持事業の取り組みが効果的・効率的に推進されることを目的とする。

2. 審議事項

①確保維持事業の実施状況について、関東運輸局及び東京航空局が地域協議会に対して実施する二次評価に関する審議・助言。

②確保維持事業の制度運用、その他、地域公共交通の活性化・再生を図るための施策に関する助言。

3. 委員

【学識経験者】

- ①中村 文彦氏 横浜国立大学 理事・副学長・教授
- ②轟 朝幸氏 日本大学 理工学部 交通システム工学科 教授
- ③元田 良孝氏 岩手県立大学 名誉教授

【関係部長等】

- ④関東運輸局交通政策部長
- ⑤関東運輸局鉄道部長
- ⑥関東運輸局自動車交通部長
- ⑦関東運輸局海事振興部長
- ⑧国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室長
- ⑨東京航空局空港部長

<事務局> 関東運輸局交通政策部交通企画課

4. その他

確保維持事業を実施する地域協議会の関係者及び関係都県・市町村の職員は、事務局に連絡することにより、会議の議事を傍聴し、又は当該地域協議会が実施する事業に関する質疑において意見を述べるができるものとする。